

ジェルコ会員の皆さまへ

安心の団体ジェルコだからできる、安心の団体保険

ジェルコ 総合補償制度 ご案内

請負業者賠償責任保険

生産物賠償責任保険

組立保険

ジェルコ総合補償制度について

「ジェルコ総合補償制度」は、一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会が運営する、リフォーム業者向けに専用設計された団体保険制度です。

施工中から引渡し後に至るまで、想定されるリスクを包括的にカバーできるよう、ジェルコ会員さまのニーズに合わせて3つのプランをご用意しております。

～リフォーム工事における4つのリスクに対応～



プラン内容



保険期間

令和2年3月1日午前0時～令和3年2月28日午後12時まで(中途加入は毎月1日から可能です。)
ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ジェルコ総合補償制度プラン内容

プランC

プランB

プランA

工事中の賠償事故

工事用資材の飛散・落下により通行人にケガをさせた。



足場の倒壊により、第三者の自動車にキズをつけた。



誤って作業対象の壁に穴をあけてしまった。



発注者から支給された建材を落として損壊させた。

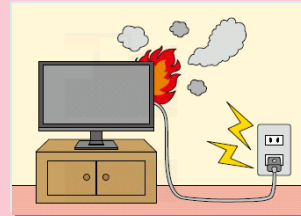


引渡し後の賠償事故

内装業者の施工ミスにより、壁に取り付けた棚が落下し、下の家具を損壊させた。

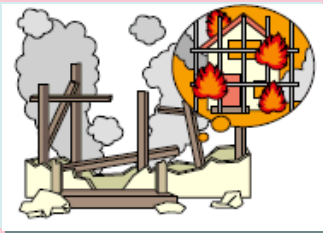


配電工事の欠陥により、漏電が発生し、機械を損壊させた。



工事中の目的物損壊

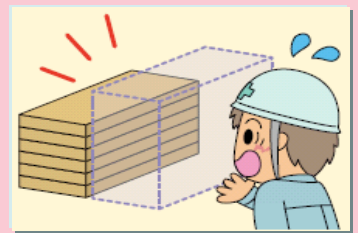
施工中の建物が火災により全焼した。



暴風雨・雪災・水災などにより施工中の建物が倒壊した。



作業現場に置いていた工事用資材が盗まれた。



引渡し後の目的物損壊

【メンテナンス特約】で補償



建物の施工中に作業の欠陥があったことにより、引渡し後に建物が倒壊した。

※引渡し後12か月以内の事故が対象です。

引渡し後の賠償事故

【生産物自体・仕事の目的物自体担保特約】で補償



屋根のリフォーム工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビを壊したため、再度屋根を修繕した。

工事中の賠償事故

【工事遅延損害補償特約】で補償



工事現場にて賠償事故が発生し、履行期日までに工事を終わらせることができず遅延損害賠償金を請求された。

【物理的損傷を伴わない

財物の使用不能損害補償特約】で補償



工事現場に隣接する商業施設の入り口前に建設機械を横転させてしまった。直接的な被害はなかったものの、店舗を営業できなくなったとして損害賠償を請求された。

補償内容の詳細は次ページ以降をご覧ください

プランA

賠償責任保険

約款構成 賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加条項＋請負業者特約条項
＋被害者対応費用担保追加条項＋共通保険金額追加条項＋作業対象物担
＋不良完成品損害担保追加条項(10%)＋不良製造・加工品損害担保追加
＋支給財物損壊担保追加条項(請賠)＋第三者医療費用担保追加条項

賠償責任保険(保険金をお支払いする主な場合)

業務遂行に起因する法律上の賠償責任の補償(請負業者賠償責任保険)

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

仕事の結果に起因する法律上の賠償責任の補償(生産物賠償責任保険)

貴社が行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故により、保険期間中に他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

主な保険の対象となる事故について

- ・内装工事中に構想の作業現場から誤って落とした電気ドリルが通行人にぶつかりケガさせた。
- ・リフォーム工事中に既存の建物、住設機器に損害を与えてしまった。
- ・スプリンクラー設置のかしにより漏水が発生し、じゅうたんが水濡れしてしまった。
- ・電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生してしまった。

お支払いする保険金(主契約)

(1) 保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

① 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

《身体賠償事故の場合》治療費、医療費、慰謝料など

《財物賠償事故の場合》修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 権利保全行使費用

貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。

③ 損害防止費用

貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。

④ 争訟費用

貴社(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

⑤ 協力費用

貴社(被保険者)が損害賠償背旧を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて貴社(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、貴社(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。

⑥ 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。

(2) 損保ジャパン日本興亜の責任は、1回の事故ごとについて定めます。

(3) 1回の事故について、支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

ただし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。

$$\boxed{(1)①の損害賠償金の額} - \boxed{\text{加入者証に記載された自己負担額}} = \boxed{\text{保険金}}$$

(4) (1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が加入者証に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\boxed{(1)④の争訟費用} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{(1)①の損害賠償金の額}} = \boxed{(1)④の争訟費用に対する支払額}$$

＋生産物特約条項＋事故対応特別費用担保追加条項
保追加条項(請賠)＋請負業者特約条項包括契約追加条項
条項(10%)＋人格権侵害担保追加条項



組立保険

約款構成 組立保険普通保険約款
＋総括契約に関する特約条項
＋特別費用担保特約条項
＋臨時費用担保特約条項

お支払いする保険金(拡張補償)

●事故対応特別費用担保追加条項

主契約の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

●被害者対応費用担保追加条項

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

●作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項用)

作業対象物の損壊について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●人格権侵害担保追加条項

保険期間中に貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格権侵害またはまたは宣伝障害(不当な身体拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●第三者医療費用担保追加条項

偶発な事故により第三者の身体の障害が発生し、貴社(被保険者)が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。

●支給財物損壊担保追加条項

支給財物の損壊によって、貴社(被保険者)が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額／自己負担額

主契約(請負業者特約条項・生産物特約条項)

支払限度額(1事故あたり／身体・財物共通)

2億円

自己負担額(1事故あたり／身体・財物共通)

10万円

ご注意

不良完成品損害、不良製造品・加工品損害に関するお支払限度額(保険金額)は、上記保険金額の10%となります。

●不良完成品損害とは？

他の製品の成分、原材料もしくは部品または容器もしくは包装等として使用されている生産物(仕事の結果を含みます。)の欠陥により完成品を損壊したことによって負担する法律上の賠償責任をいいます。

●不良製造品・加工品損害とは？

生産物が製造機械等またはその制御装置等である場合、製造機械等により製造・加工される財物を損壊(製造品・加工品の色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことに起因する損害を含みます。)したことによって負担する法律上の賠償責任をいいます。

拡張補償

●事故対応特別費用担保追加条項(請負業者特約条項・生産物特約条項共通)

保険期間中 1,000万円

●被害者対応費用担保追加条項

1被害者につき 2万円(身体障害・財物損壊)
10万円(180日以内に死亡の場合)

保険期間中 1,000万円

●作業対象物担保追加条項(請負業者特約条項用)

1事故につき 2億円
自己負担額 10万円

●人格権侵害担保追加条項(請負業者特約条項・生産物特約条項共通)

1被害者につき 100万円
1事故・保険期間中につき 1,000万円

●第三者医療費用担保追加条項(請負業者特約条項・生産物特約条項共通)

1被害者につき 50万円
1事故・保険期間中につき 1,000万円

●支給財物損壊担保追加条項

1事故につき 500万円
自己負担額 5万円



プランA

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)

など

【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(注1)、その収容物または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車の所有、使用または管理(注2)に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後(注3)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物(注4)の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物(注5)を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

(注1) 地上の構築物

基礎および付属物を含みます。

(注2) 航空機または自動車の所有、使用または管理

貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。

(注3) 仕事の終了後

仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。

(注4) 支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいいます。

ア. 作業(注6)に使用される材料または部品をいい、既に作業(注6)に使用されたものを含みます。

イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(注5) 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物(注4)

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)の続き】

エ. 作業受託物

作業(注6)のために被保険者の所有、使用または管理する施設内(注7)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(注6) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注7) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分は含みません。)または仕事の目的物(作業対象物となった箇所をいい、その他の部分は含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

など

【特約の免責事由(支給財物損壊担保追加条項の場合)】

- ①発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ②他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ③損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任

など

【特約の免責事由(人格権侵害追加担保追加条項の場合)】

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(注)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- (注) 犯罪行為
過失犯を除きます。

など

【特約の免責事由(第三者医療費用担保追加条項の場合)】

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員とします。)の故意
- ② 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者(被害者を含みます。)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤ 被害者の心神喪失
- ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑧ 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑨ 運動競技に参加している者が被った身体の障害

など

組立保険(包括契約・メンテナンス特約セットなし)

主な保険の対象となる事故

リフォーム工事・新築工事の元受工事における着工から完成・引渡しまでの間に、保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故による物的損害を補償します。なお、この保険における工事現場とは、各対象工事の対象物が建築または設置される工事場所をいい、工所用仮設建物または資材置場等が、その工事場所から離れて設置されている場合は、その対象工事専用のものにかぎり含めることとします。

お支払いする保険金

【損害保険金】

お支払いする保険金の算出方法

$$\text{保険金} = (\text{下記損害の額} - \text{自己負担額2万円}) \times \text{保険金額} / \text{請負金額}$$

①工事対象物の復旧費用

支払限度額：1回の事故につき個々の工事の請負金額限度

損害の生じた保険の目的を元の状態に復旧するために必要な再築費や修理費などの復旧費用。ただし、かかった費用から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

請負金額内訳書に損料および償却費を計上した工所用仮設材、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれらに收容されている什器・備品については時価額により損害の額を算出します。(保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額を限度)

ただし、次の費用は含まれません。

- ・仮修理費(ただし、損保ジャパン日本興亜が本修理の一部を構成すると認めた費用については含まれます。)
- ・模様替または改良による増加費用
- ・保険の目的の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用

②工事対象物以外の復旧費用

支払限度額：1回の事故につき300万円

工事対象物を修理するために、工事対象物以外のものを取りこわした場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用。

③特別費用

支払限度額：①の復旧費に算入

工事対象物の復旧のために必要な残業・休日出勤および夜間業務による割増賃金や、急行貨物割増運賃(航空貨物運賃は含みません。)などの費用。

④損害防止費用

支払限度額：1回の事故につき個々の工事の請負金額限度

事故が発生したことを知った場合、損害の発生・拡大を防止するための必要または有益な費用のうち損保ジャパン日本興亜が認めた費用。

※水災または雪災による事故についてはお支払いの対象とはなりません。

⑤残存物取片づけ費用

支払限度額：1回の事故につき請負金額の10%限度

損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた工事対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など。

※水災または雪災による事故についてはお支払いの対象とはなりません。

- ・加入者による陸上運送中に保険の対象に生じた損害について保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とし、損害の額から10万円を差し引いて保険金をお支払いします。
- ・請負金額に含まれていない支給材料(対象工事の完成に必要なものにかぎり)は工事請負金額の10%または20万円のいずれか高い金額まで工事対象物の復旧費用として加算されます。
- ・資材価格の高騰による場合でも復旧時の市場価格をもとに復旧費を算出します。ただし、工事費の内訳書類にもとづいた金額の120%を限度とします。

【臨時費用保険金】

支払限度額：1回の事故につき100万円限度

損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。 ※水災または雪災による事故についてはお支払いの対象とはなりません。

お支払いできない主な損害

次のような損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

- ①ご契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入(ただし、保険の目的または保険の目的を收容する建物が台風、せん風、暴風、暴風雨、突風、ひょうその他の風災またはひょう災によって直接破損した場合は、保険金をお支払いします。)
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変
- ④暴動または騒ぎ(群衆または多数の者の集団行動によって、数街区もしくはこれらに準じる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害が生じる状態をいいます。)
- ⑤労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ⑧残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑨保険の目的が加入者証記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、その使用による火災、破裂または爆発(使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反を除く。)の場合はお支払いします。
- ⑩保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます。)もしくは劣化
- ⑪被保険者が保険の目的の工事に関する契約につき、完成期限もしくは納期の遅延または能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ⑫保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用

など

プランB

プランA



メンテナンス期間に関する特約条項 (エクステンデッド・メンテナンス)

組立保険(包括契約・メンテナンス特約セット)

通常の組立保険では工事引渡しにより保険責任期間が終了となりますが、プランBの組立保険では、プランAの補償内容に加えて、工事引渡後のメンテナンス期間中に、工事期間中の施工の欠陥が原因で発生した不測かつ突発的な損害も補償します。ただし、引渡し後12か月以内の事故のみがこのオプションの対象となります。なお、この保険における工事現場とは、各対象工事の対象物が建築または設置される工事場所をいい、工所用仮設建物または資材置場等が、その工事場所から離れて設置されている場合は、その対象工事専用のものにかぎり含めることとします。

主な保険の対象となる事故

プランAの補償内容に加えて、工事の目的物の引渡し後のメンテナンス期間(保証責任期間)中に発生した次のような事故が対象になります。

●施工の欠陥により生じた事故

引越しの完了した保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に加入者証記載の工事現場において発生した施工の欠陥による事故。

例:内装工事として取り付けけた鏡が、施工の欠陥により落下し破損した場合、鏡の破損損害。

●修補作業の拙劣または過失により生じた事故

被保険者(発注者を除きます。以下同様とします。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業(以下「修補作業」といいます。)中に発生した施工の欠陥(以下「施工の欠陥」といいます。)による事故。

例:工事請負契約書に従った水道管修補作業中に、その修補作業の拙劣により水道管が破裂した場合の水道管の損害

お支払いする保険金

お支払いする保険金・自己負担額ともにプランAと同じとなります。

(ただし、メンテナンス期間中の1事故に対する自己負担額は、50万円あるいは損害額の20%のいずれか高い金額となります。)

お支払いできない主な損害

プランAのお支払いできない主な損害に以下も追加となります。

(メンテナンス期間に関するメンテナンス期間に関する特約条項(エクステンデッド・メンテナンス))

(1)被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害

(2)保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった引渡しの完了した保険の目的の組立作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害

(3)消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

(4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(5)暴風雨、高潮、洪水、はん濫(らん)、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害

など

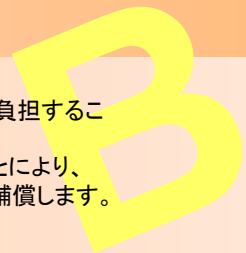
(注)(4)(5)の損害については、損害が生じた事由によって発生または拡大した損害を含みます。



生産物・仕事の結果事故における生産物 自体・仕事の目的物自体担保追加条項

生産物自体・仕事の目的物自体担保特約

プランAの引渡し後の賠償事故(生産物賠償事故)では、損傷を与えてしまった第三者(物)への損害賠償責任を負担することによって発生する損害しか補償されません。
プランBでは、「生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項」をセットすることにより、引渡し後に発生した生産物賠償事故と同時に発生した、その原因となった事故対象物それ自体に関わる損害を補償します。



主な保険の対象となる事故

プランAの補償内容に加えて、保険期間中に発生した次のような事故が対象になります。

●引渡しした工事目的物に起因する賠償事故が発生したときのやり直し費用

通常の生産物特約条項で支払対象となる身体障害や財物損壊が発生した場合において、同時に発生した欠陥箇所の修復。

例:内装工事として取り付けた鏡が施工の欠陥により落下し、居住者にケガを負わせてしまった場合の、鏡の破損損害。

●修補作業の拙劣または過失により生じた賠償事故が発生したときのやり直し費用

例:工事請負契約書に従った水道管修補作業後にその修補作業の拙劣により水道管が破裂し、建物収容家財に水濡れ損害を発生させてしまった場合の、水道管の損害。

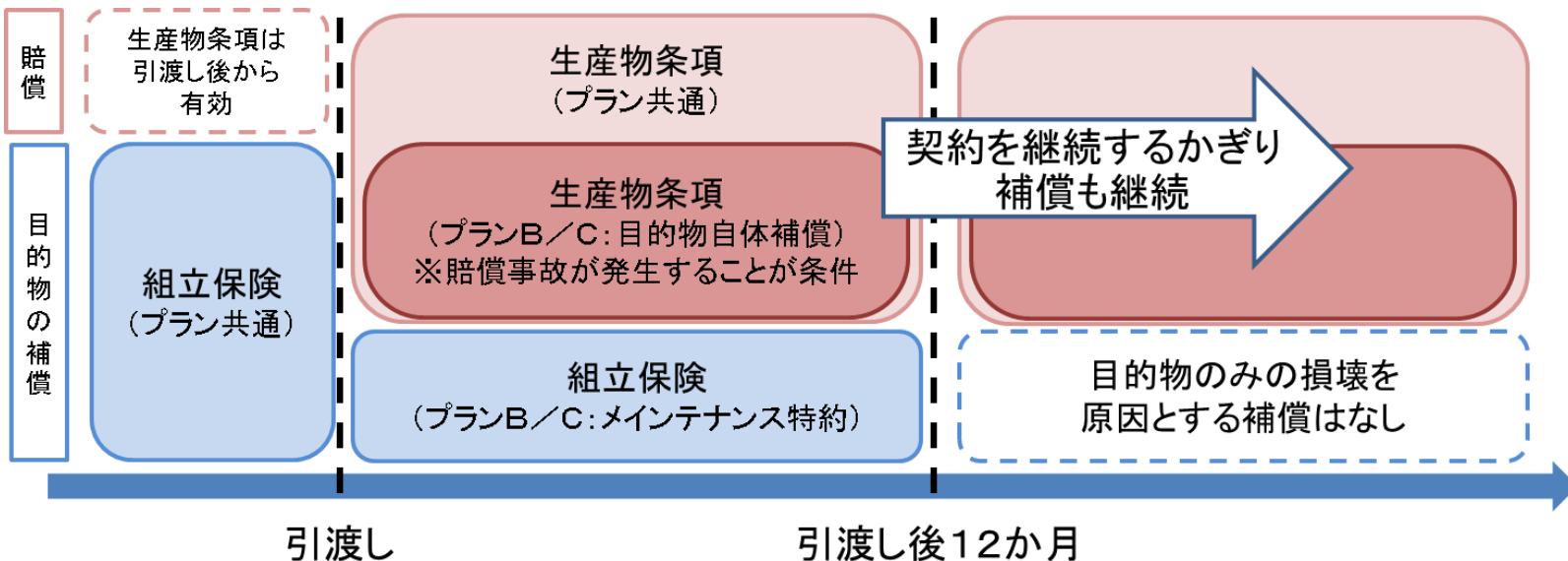
お支払いする保険金

支払限度額 : 保険期間を通じて1,000万円限度

(自己負担額はプランAと同じになります。)

(参考)

生産物賠償・仕事の目的物自体の補償と組立・メンテナンス特約の関係



プランC

プランB



工事遅延損害補償特約

物理的損傷を伴わない財物の 使用不能損害補償特約

賠償責任保険(工事遅延損害補償特約セット)

プランA/Bの賠償責任補償では、工事の遅延によって生じた損害は補償の対象に含まれません。「工事遅延損害担保追加条項」をセットすることで、基本補償で補償の対象となる賠償事故が発生し、被保険者に対して保険金が支払われる場合において、その工事が6日以上遅延した場合に、工事遅延に起因して生じた賠償損害を補償の対象に含めることができます。

主な保険の対象となる事故

プランA/Bの補償内容に加えて、保険期間中に発生した次のような事故が対象になります。

●使用不能損害の事故

工事中に建物が損壊し、周辺の民家も損壊させる事故が発生。これによって工事の納期が1ヶ月遅延し、発注者に損害賠償金を支払った。

お支払いする保険金

支払限度額：1事故あたり 500万円限度

(自己負担額はありません。)

お支払いできない主な損害

プランA/Bのお支払いできない主な損害に以下も追加となります。

(身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項)

- (1) 事故による損害が発生していない対象工事の遅延に起因する賠償責任
- (2) 事故による損害と対象工事の遅延に直接的な因果関係が存在しない遅延に起因する賠償責任

賠償責任保険(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害補償特約セット)

プランA/Bの賠償責任補償では、「他人の身体障害または財物損壊が発生した場合に被保険者が被る賠償損害」を補償しますが、これらの損害がなく発生した賠償損害については補償の対象となりません。「物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項」をセットすることで、「急激かつ偶然な事故」によって生じた他人の財物の使用不能に起因する損害について、補償の対象に含めることが可能です。

主な保険の対象となる事故

プランA/Bの補償内容に加えて、保険期間中に発生した次のような事故が対象になります。

●使用不能損害の事故

- ・工事現場でクレーンが倒壊し、近隣にあった飲食店の建物を損壊することなく、飲食店の入り口だけをふさいだため、営業ができなくなった。
- ・爆発により看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

お支払いする保険金

支払限度額：1事故あたり 1,000万円限度

(自己負担額はプランA・プランBと同じになります。)

お支払いできない主な損害

プランA/Bのお支払いできない主な損害に以下も追加となります。

(物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項)

- (1) 記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
 - (2) 生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
 - (3) 記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任
 - (4) 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- など

契約締結時の保険料算出の基礎数値の確認(または新規事業等における確定精算)に関する注意事項

プランA・B・C共通

- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)により算出します。保険料算出の基礎数値となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 新規事業者等で直近会計年度における売上高等が確認できない場合は概算保険料方式でのご契約となります。概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数値となる売上高等についても、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でのご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいはいりません。

賠償責任保険・組立保険共通

プランA・B・C共通

《中途加入・中途脱退の計算方法》 保険料は保険期間中の見込み完成工事高により算出されます。

〔中途加入の場合の追加保険料〕

保険期間の未経過期間に対し
月割りにより計算した保険料を一括でお支払いいただけます。
追加保険料＝年間保険料×未経過月数÷12

〔中途脱退の場合の返還保険料〕

保険期間の未経過期間に対し
月割りにより計算した保険料を一括で返還します。
返還保険料＝年間保険料－年間保険料×既経過月数÷12

ご注意

●賠償責任保険、組立保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いいたします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ① 保険期間が1年以内のご契約
- ② 営業または事業のためのご契約
- ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でのご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でのご加入いただく場合、保険料算出の基礎数値となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告いただきますようお願いいたします。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
 - ⑤特別別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項
(生産物特約条項の場合)

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなかった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- ・加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 - ・工事を追加、変更、中断、再開、または放棄する場合(組立保険の場合)
 - ・保険の目的の設計、仕様または施工方法の重要な変更を行う場合(組立保険の場合)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の障害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など
⑦	工事請負金額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	工事請負金額内訳書、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など
⑧	保険の目的であることが確認できる書類	工事請負契約書、工事注文書 など
⑨	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など

万一事故にあわれたら(続き)

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

契約形態

保険契約者／一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会

被保険者／会員企業であるご加入者

請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険に関しては以下の方が補償の対象となります

- ①貴社 ②貴社の役員および使用人 ③貴社(被保険者)の下請負人 ④貴社(被保険者)の下請負人の役員および使用人
※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

- ・この保険は一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会が保険契約者となる団体契約です。
- ・ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会の会員である場合にかぎりです。
- ・申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

お見積り・お申込みの流れ



事故が起こったときの流れ



●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル3F TEL:03-5541-6050 FAX:03-5541-0127

取扱代理店 株式会社S・H・C 東京本部

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町3-12 サンワードビル3F TEL:03-6661-7962 FAX:03-6661-7963
受付時間: 平日の午前9時00分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

南東京支店 日本橋第二支社

〒104-0045 東京都中央区築地3-4-2損保ジャパン日本興亜築地ビル2F TEL:03-5565-2072 FAX:03-5565-2062
受付時間: 平日の午前9時00分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)